

## 第1回 議会議員の定数及び任期等に関する小委員会

と き 平成15年7月30日(水)

午後3時から

ところ 各務原市役所本庁舎

4階大会議室

### 1. 開 会

### 2. 委員長及び副委員長の選出

### 3. 議 題

#### 審議事項

#### (1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

#### (2) その他

### 4. 閉 会

議会議員の定数及び任期等に関する小委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名	ふりがな	選出市町	区分	備考
松田 之利	まつだ ゆきとし	共通	学識経験者	委員長
星野 鉄夫	ほしの てつお	各務原市		
長谷川 匡一	はせがわ きょういち			副委員長
武藤 孝子	むとう たかこ			
松原 史尚	まつばら ふみたか			
小島 武	こじま たけし			川島町
苅谷 彰三	かりや しょうぞう			
村井 宏行	むらい ひろゆき			
田中 露美	たなか つゆみ			
小森 利八郎	こもり りはちろう	各務原市		
横山 勝利	よこやま かつとし	川島町		

# 調整方針

専門部会 -

協議項目	協議細目	協議細目	協議細目
調整の方針	議会議員の定数及び任期の取り扱い 合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、市町村の合併の特例に関する法律の「在任特例」(第7条第1項第2号)及び「定数特例」(第7条第3項)を適用するものとする。	川島町	備考
市町の現状	各務原市	川島町	
1. 議員条例定数	30人(次回一般選挙より26人)	13人	
2. 議員任期	平成17年3月3日	平成17年7月27日	
3. 平成12年 国勢調査人口	131,991人	9,774人	
【定数特例と在任特例について】			
区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数特例)	合併特例法第7条による方法 (在任特例)
1. 合併関係市町村議員の身分	編入される市町村[川島町]の議員が失職する。	編入される市町村[川島町]の議員が失職する。	新市の議員として在任する。
2. 選挙すべき議員数	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。(地方自治法第91条第1項) (地方自治法第91条に規定される法定定数 - 編入する市町村議員数)以内の数 地方自治法の法定定数 人口10万人以上20万人未満の市 34人	編入する市町村の旧定数[各務原市] × (編入される市町村人口[川島町] ÷ 編入する市町村人口[各務原市]) 30人 × (9,774人 ÷ 131,991人) 2人 編入する市町村の旧定数...編入する市町村議会議員の市町村合併前日における現実の定数	選挙なし
3. 任期	編入する市町村[各務原市]の残任期間	編入する市町村[各務原市]の残任期間	編入する市町村[各務原市]の残任期間

# 調整方針

専門部会

協議項目		協議細目	
【編入合併における定数特例・在任特例のパターンについて】			
地方自治法による原則の適用	（特例法第6条第2項）		
合併特例法による「定数特例」	（特例法第6条第2項・第5項）		
合併特例法による「在任特例」	（特例法第7条第1項第2号）		
合併特例法による「在任特例」 + 「定数特例」	（特例法第7条第1項第2号・第3項）		

  

現行		合併	
市町	人口	現員	
各務原市	131,991人	30人	
川島町	9,774人	13人	

  

原則		平成17年3月		平成21年3月		地方自治法第91条による一般選挙	
各務原市	30人	各務原市	30人	各務原市	26人	地方自治法第91条による一般選挙 (法定数34人以内) 条例定数26人	
川島町	0人	川島町	2人	川島町	2人	地方自治法第91条による一般選挙 26人	
合計	30人	合計	32人	合計	28人	地方自治法第91条による一般選挙 26人	

  

定数特例による		在任特例による	
各務原市	30人	各務原市	30人
川島町	2人	川島町	13人
合計	32人	合計	43人

  

定数特例による		定数特例による	
各務原市	26人	各務原市	26人
川島町	2人	川島町	2人
合計	28人	合計	28人

  

定数特例による		定数特例による	
各務原市	26人	各務原市	26人
川島町	2人	川島町	2人
合計	28人	合計	28人

  

地方自治法第91条による一般選挙  
条例定数26人

# 調整方針

専門部会

協議項目	協議細目
協議項目	<p>協議細目</p> <p>協議細目</p>
参考法令	<p>協議細目</p> <p>協議細目</p>

**市町村の合併の特例に関する法律(抄)**  
(議会の議員の定数に関する特例)

第六条 省略

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議員の任期期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する合併関係市町村の議員の定数(以上「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。))をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3～4 省略

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができ、ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6～8 省略

定数特例

参考法令

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議員の残任期間に相当する期間

2 省略

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議員の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議員として在任することとした場合について準用する。

4 省略

在任特例